

第5章 配慮書に対する意見の概要と意見についての事業者の見解

5.1 配慮書の公告及び縦覧

北九州市環境影響評価条例第6条第2項の規定にもとづき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、配慮書を作成した旨及びその他事項を公告し、配慮書及び要約書を1カ月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成29年3月15日（水）

(2) 公告の方法

平成29年3月15日（水）付けの北九州市公報に掲載

(3) 縦覧期間

平成29年3月21日（火）から平成29年4月20日（木）まで

(4) 縦覧場所

- ・ 市役所本庁舎環境局 : 午前8時30分から午後5時15分まで
(土・日曜日・祝日を除く)
- ・ 若松区役所 : 午前8時30分から午後5時15分まで
(土・日曜日・祝日を除く)
- ・ 若松区役所島郷出張所 : 午前8時30分から午後5時まで
(土・日曜日・祝日を除く)
- ・ 市立文書館 : 午前9時30分から午後6時まで
(土・日曜日・祝日を除く)

(5) 縦覧者数等

- ・ 縦覧者数 : 2名
- ・ 配慮書の貸出 : 申請者0名
- ・ 配慮書のコピー : 申請者1名
- ・ 配慮書のホームページ公開 : アクセス件数 375件

(6) 配慮書についての意見の把握

北九州市環境影響評価条例第6条第1項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する方の意見書の提出を受けた。

1) 意見書の提出期間

平成29年3月21日（火）から平成29年4月20日（木）まで

2) 意見書の提出方法

- ・ 書面による方法（郵送、FAX 及び持参による提出）
- ・ インターネットによる方法（「北九州市電子申請サービス」による提出）

3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は、6件であった。

5.2 環境保全の見地から意見を有する者の意見の概要

北九州市環境影響評価条例第6条の3第1項の規定にもとづき提出された「響バイオマス発電所整備事業 計画段階環境配慮書」に対する環境の保全の見地からの意見と、これに対する事業者の見解を表5-1に示す。

表5-1 配慮書に対する環境の保全の見地からの意見の概要及び事業者の見解 (1/7)

No.	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
意見書 1	<p>1-1. そもそも「カーボンニュートラル」の考え方が間違っている。一度大気中から吸収したCO₂を燃焼によって再び大気中に排出することがおかしい。CO₂を削減することにはならない。「大気中のCO₂を増加させない」のではなく、CO₂を増加させないとみなしているだけである。</p>	<p>資源エネルギー庁は、「バイオマスを燃料としてエネルギーを利用することは二酸化炭素の全体量を変化させない『カーボンニュートラル』な特性があり、化石燃料を利用することに比べて、二酸化炭素の発生量を抑制することができる」と示しています。</p> <p>このような考えをもとに、本事業の実施は二酸化炭素の発生抑制という観点で、「カーボンニュートラル」という言葉を使用させていただきました。</p> <p><資源エネルギー庁 HP (http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/policy/biomass_energy/)より引用></p> <p>バイオマスは有機物であることから、燃焼させエネルギー利用を行った場合には、CO₂が発生するが同時に植物が生長することによりCO₂を吸収することによって、全体で見ると二酸化炭素の量は増加しない『カーボンニュートラル』という特性を持っている。従って、このバイオマスを化石系燃料に代替させることによって、地球温暖化ガスの一つである二酸化炭素の発生量を抑制することができることから、地球温暖化防止対策の有効な手段の一つとされております。</p>
	<p>1-2. 文中「チュウヒの繁殖期前に草地を伐採し、チュウヒの繁殖を事業実施区域外に誘導する」とあるが、誘導する場所がどこにあるのか？響灘埋立地の2工区、4工区、5工区が開発される今、営巣適地が無くなり、チュウヒが棲める響灘埋立地では無くなっていく。代償措置としての営巣適地があるのなら提示すること。チュウヒが誘導に応じない場合はどうするのか。</p>	<p>本事業は北九州市の「響灘地区におけるバイオマス専焼火力発電所の設置・運営事業」の公募を受けて選定された事業です。本公募では、事業実施区域は北九州市若松区響町一丁目、二丁目（響灘東地区）の響灘埋立地に限定されており、当該地域は北九州市が工業地域として整備した場所です。</p> <p>チュウヒを含めた重要な動植物への配慮については、響灘埋立地で「地域エネルギー拠点化推進事業」や「グリーンエネルギーポートひびき事業」を計画する北九州市の配慮方針に従う必要があると考えております。</p> <p>周辺の土地利用計画によると、本事業が着手する約2年後には響灘東地区におけるチュウヒの繁殖適地が縮小されていることが想定されますが、鳥類の専門家へのヒアリング結果によると、事業実施区域の西側約1.5kmの土砂処分場では、既に水辺にヨシ群落が広がり、チュウヒの繁殖適地が縮小されていることが想定されますが、鳥類の専門家へのヒアリング結果によると、事業実施区域の西側約1.5kmの土砂処分場では、既に水辺にヨシ群落が広がり、チュウヒの繁殖適地が縮小されていることが想定されます。</p>

表 5-1 配慮書に対する環境の保全の見地からの意見の概要及び事業者の見解 (2/7)

No.	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
意見書 1		<p>ウヒの採餌行動などが既に確認され、新たな繁殖地として環境が整いつつあるといわれています。今後は西側埋立地の土砂処分場がチュウヒの繁殖適地になると想定されます。</p> <p>チュウヒへの最大の影響は、チュウヒが繁殖を始めた後に工事などに着手し、その工事の影響で繁殖を放棄した場合であると考えています。この影響を回避するために、本事業においてチュウヒの繁殖期（2～8月）に工事着工となる場合は、予め敷地内の草地を伐採し、チュウヒの繁殖を残存する西側の土砂処分場に誘導する対策を計画しております。</p> <p>また、工事着工の事前にはモニタリングを行い、工事範囲の隣接地での繁殖行動が確認されたときには、繁殖場所の近くで人や建設機械が多く動く工事は避けるなど、チュウヒの繁殖を阻害することはないように配慮します。効果の程度には、不確実性が伴いますのでモニタリングを行い、必要に応じて工事計画の見直しを行います。</p>
	<p>1-3. 緑化対策として「北部九州在来の常緑樹を使用」とあるが、常緑樹だけということではなく、小鳥類が好む実のなる木、花が咲く木（エノキ、ハゼノキ、クスノキ、カラスザンショウ、ツバキ等）も植樹するべきである。</p>	<p>本事業では「北九州市環境モデル都市行動計画」で推進されている「響灘・鳥がさえずる緑の回廊創生事業」に配慮し、また景観の保全の観点から緑地帯を確保するとともに、維持管理に努める計画です。</p> <p>小鳥類が好む実のなる木、花が咲く木については、今後の事業計画の中で可能な限り検討してまいります。</p>
	<p>1-4. 文中「事業実施想定区域及びその周辺は、本事業が着手する約2年後にはこれら重要な種の生息適地ではなくなっているものと考えられる」「配慮事項として選定しない」とあるが、少しでも生息適地を残そうという気持ちが全くない（野生生物への配慮がない）。これでは環境配慮書と言えない。CSR上の環境方針に反することである。</p>	<p>配慮書4-4頁（本書4-5頁）における「事業実施想定区域及びその周辺は、本事業が着手する約2年後にはこれら重要な種の生息適地ではなくなっているものと考えられる。」の記述または同様の記述については、北九州市環境影響評価審査会の中でも、適切な表現ではないとの指摘を受けました。指摘を受けた記述については、我々の環境配慮への考えについて誤解を招く不適切な表現だったと考えております。</p> <p>市の事業構想資料によると、本事業の工事着工を予定している約2年後には他の事業によって、現在周辺に広がっている草地環境の多くが消失し、動植物の生息・生育環境は大きく変化していることが想定されますが、環境影響評価準備書の中で動植物、生態系の予測・評価を行い、影響が及ぶ可能性があるものについては実行可能な範囲で環境保全措置を検討いたします。</p>

表 5-1 配慮書に対する環境の保全の見地からの意見の概要及び事業者の見解 (3/7)

No.	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
意見書 1	<p>1-5. 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況</p> <p>1)陸生生物 b. 鳥類</p> <p>響灘ビオトープ開園以来、平成 28 年度までに確認された鳥類は 140 種を超えることを認識しておくこと。(ビオトープのホームページ参照)</p> <p>3)重要な種及び注目すべき生息地の分布状況</p> <p>響灘ビオトープ開園以来、平成 28 年度までに確認された鳥類の中には、重要種のウズラ、ツクシガモ、サンカノゴイ、コアジサシ、コミズクも記録されていることを認識しておくこと。</p>	<p>ご指摘ありがとうございました。今後の環境影響評価及び環境保全についての取り組みの参考とさせていただきます。</p>
意見書 2	<p>1-6. 以下の 2 点を念頭に環境影響評価を進めてもらいたい。</p> <p>①響灘ビオトープの生態系はビオトープの敷地内だけで成り立っているのではなく、その周辺の埋立地も重要なエリアといえる。鳥類のチュウヒの採餌場が周辺に広く及んでいることからわかる。響灘ビオトープだけが残ればよいという考えは間違っている。</p> <p>②工業用地としての響灘埋立地だからといって、野生生物に配慮をしなくてよいということではなく、むしろどうしたら配慮できるか、どうしたら共生できるのかにトライすることこそが CSR 上求められているはずである。</p>	<p>1-2.、1-3.、1-4. に動植物についての配慮の考え方を記載しています。</p> <p>また、準備書段階において動植物の調査を行い、環境影響が及ぶと予測される動植物の重要な種については環境保全措置を検討してまいります。</p>
	<p>2-1. P2-16 にチュウヒへの配慮として、「繁殖期前に敷地内の草地を伐採し、チュウヒの繁殖を事業実施区域外に誘導するなど対策をとる。」とありますが、誘導する場所、方法等が記載されていないので、具体的に記載してほしい。</p>	<p>チュウヒに対しては 1-2. に示した配慮を行います。</p>
	<p>2-2. P4-10 にチュウヒの繁殖地として、「2 年後には繁殖の適地ではなくなっている可能性の高いことから、配慮事項として選定しない」とありますが、全く配慮しないと言い切っており、配慮書の体をなしていないので、配慮することを求めます。</p>	<p>チュウヒに対しては 1-2. に示した配慮を行います。</p>
	<p>2-3. チュウヒ繁殖が、今回の事業実施区域だけで成り立っているわけではないので、響灘ビオトープ及び周辺の埋立地も含めて、環境影響評価を実施してほしい。そうしないと、北九州市が PR してきたチュウヒの繁殖南限という響灘ビオトープのセールスポイントを自らなくしてしまうこととなり、世界の環境首都を目指す北九州市にとって、負の遺産になると思います。</p>	<p>今後、環境影響評価方法書において、チュウヒを含めた動植物を環境影響評価項目として選定し、準備書段階で環境影響が及ぶと予測される動植物の重要な種については環境保全措置を検討してまいります。</p>

表 5-1 配慮書に対する環境の保全の見地からの意見の概要及び事業者の見解 (4/7)

No.	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
意見書 3	<p>3-1. P2-16 にチュウヒへの配慮として、「繁殖期前に敷地内の草地を伐採し、チュウヒの繁殖を事業実施区域外に誘導するなど対策をとる。」とあるが、野生生物を区域外に誘導することが成功するとはとても思えない。誘導する対策とは何か、科学的に、具体的に示してほしい。成功しなければ、また一つ絶滅危惧種の絶滅に拍車をかけることになる。人間は、いつまでこんな愚かなことを行い続けるのかと、腹立たしくなる。</p>	<p>チュウヒに対しては 1-2. に示した配慮を行います。</p> <p>効果については不確実性が高いため、モニタリング調査を行い、チュウヒの生息状況に応じて対策を検討してまいります。</p>
	<p>3-2. P4-10 にチュウヒの繁殖地として、「2年後には繁殖の適地ではなくなっている可能性の高いことから、配慮事項として選定しない」とあるが、あまりの環境保全を無視した態度に強く憤りを覚える。配慮のかけらも見られない。環境配慮書の答えになっていない。チュウヒの繁殖地を奪うことが、自然保全の観点からいかに罪深いか、もっと自覚してほしい。北九州市は、自然保護を真剣に取り組んでいる他都市(荒尾市・佐賀市など)の姿勢を学んでほしい。世界の環境首都を目指す北九州市が絶滅危惧種の存続に無配慮であることが恥ずかしい。</p>	<p>今後、環境影響評価方法書において、チュウヒを含めた動植物を環境影響評価項目として選定し、準備書段階で環境影響が及ぶと予測される動植物の重要な種については環境保全措置を検討してまいります。</p>
意見書 4	<p>4-1. p 2-16 「繁殖期前に敷地内の草地を伐採し、チュウヒの繁殖を事業実施想定区域外に誘導するなど対策をとる。」具体的な場所・手順と成功する確率をご教示ください。</p>	<p>チュウヒに対しては 1-2. に示した配慮を行います。</p> <p>効果については不確実性が高いため、モニタリング調査を行い、チュウヒの生息状況に応じて対策を検討してまいります。</p>
	<p>4-2. p 3-117 第 2 次北九州市生物多様性戦略についての記述がありますが、この戦略の中では響灘ビオトープ及びチュウヒの重要性について多くの箇所では取り上げられています。また希少種はもちろん身近な種も含めた「都市と自然との共生」が謳われています。この配慮書の内容では、抵触するのではないのでしょうか。</p>	<p>チュウヒに対しては 1-2. に示した配慮を行います。</p> <p>また、準備書段階において動植物の調査を行い、環境影響が及ぶと予測される動植物の重要な種については環境保全措置を検討してまいります。</p>
	<p>4-3. p 4-3 表 4-2 (2) 陸生生物に関する事業特性「工業地域として整備された既存の埋立造成地であるため大規模な改変は行わない。」埋立造成地ではありますが、現在草地としてカヤネズミやオオヨシキリ、チュウヒなどの生息・繁殖場所として実際に機能しています。「大規模な改変は行わない」という表現には違和感を覚えます。</p>	<p>チュウヒに対しては 1-2. に示した配慮を行います。</p> <p>また、準備書段階において動植物の調査を行い、環境影響が及ぶと予測される動植物の重要な種については環境保全措置を検討してまいります。</p>

表 5-1 配慮書に対する環境の保全の見地からの意見の概要及び事業者の見解 (5/7)

No.	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
意見書 4	<p>4-4. p 4-10 表 4-5 (2)「人と自然との触れ合い活動の場を直接改変しない。また、近傍の響灘ビオトープ及びその周辺は工業地域として整備された既存の埋立造成地であり、施設の稼働に伴う著しい影響は想定されないことから、配慮事項として選定しない。」直接改変はなくても施設の存在により、響灘ビオトープで現在見られている生物、とりわけ鳥類が近づきにくくなり、見られなくなったり数を減らしたりする可能性があれば、「著しい影響」にあたるのではないかと思います。ご再考お願い申し上げます。</p>	<p>配慮書手続きでは、事業計画の変更ができる時点において、可能な限り重大な影響を回避することが目的と考えております。</p> <p>バイオマス発電という事業特性と工業地域として整備された埋立造成地という地域特性を踏まえ、重大な影響が想定される影響は大気質のみと考えました。</p> <p>方法書段階では「人と自然との触れ合い活動の場」を環境影響評価項目として選定し、準備諸では施設の存在による影響を調査、予測及び評価してまいります。</p>
	<p>4-5. 「また事業実施想定区域及び周辺でチュウヒの繁殖が確認されているが、周辺では東側の火力発電施設をはじめとして、風力・太陽光の発電施設の建設が着工しているなど、本事業が着工する約 2 年後には繁殖の適地ではなくなっている可能性が高いことから、配慮事項として選定しない。」「東側の火力発電施設」の環境影響評価では、「周辺にまとまった草地が残存するためチュウヒの生息に影響はない。」とされていました。同じく「風力発電施設」では「敷地内の草木の刈り取りをおこなうことにより、営巣環境や餌場になることを防ぎ、鳥類が接近する可能性を低減させる。」とされていました。それらと合わせて見るに、本配慮書の記述は、環境配慮そのものを無視していると思われてなりません。生態系の保護・回復及び生物多様性損失の阻止はSDGsにも謳われています。既存の事業施設でも、敷地内の草地や湿地の保全・創出や広い面積の屋上緑化を施すなど、色々な事例があるようです。先進的な取り組みとして、チュウヒの生息可能性を見出すような配慮ができないのでしょうか。環境首都北九州市でのCSRにふさわしい、多様な生物への配慮をしていただけるようお願い申し上げます。</p>	<p>チュウヒに対しては 1-2. に示した配慮を行います。</p> <p>また、準備書段階において動植物の調査を行い、環境影響が及ぶと予測される動植物の重要な種については環境保全措置を検討してまいります。</p>

表 5-1 配慮書に対する環境の保全の見地からの意見の概要及び事業者の見解 (6/7)

No.	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
意見書 5	<p>5-1. 上記配慮書の 4.2.2. 主な地域特性(3)動物・植物 1)陸生生物欄に、「本事業が着手する約 2 年後にはこれら重要な種の生息適地ではなくなっているものと考えられる」と記載されている。(重要な種はチュウヒや他の重要種をさす)</p> <p>たしかに事業地の南側(2 工区)は風車等の設置が進みつつある。また、西側(5 工区)は、将来組立ゾーンとされている。しかし、5 工区については、あくまで計画であり決定ではないと考える。これらの場所の重要性は、絶滅危惧種Ⅱ類のタカ目タカ科の「チュウヒ」が生息・繁殖することである。この繁殖は、日本の南限とされている。この「チュウヒ」は、生物多様性基本法第 15 条によると、国は野生生物の種の多様性を図るため、絶滅の恐れがあることに関し、生息環境又は生育環境の保全、保護増殖のための事業その他必要な措置を講ずるとあり、第 27 条では、地方公共団体は国の施策に準じた施策その他計画的な推進を図りつつ実施する。とされている。</p> <p>この条文から考えられることは、地方公共団体は「チュウヒ」の生息環境を保全する責任があることである。</p> <p>響灘の「チュウヒ」は、5 工区を中心に 4 工区、2 工区、響灘ビオトープなどを飛翔し餌場としている。繁殖巣は、5 工区付近を中心としていると考えられる。</p> <p>(ねぐら調査をした時点では、2 工区にねぐらを定めた個体もいた)</p> <p>この「チュウヒ」については、行動半径について調査されたことがある。北海道苫小牧の勇払原野で、GPS 付アルゴス衛星電波発信機をもちい観察した結果、繁殖期における行動範囲は 1041ha であった。(季節により拡大することもある)なお、「チュウヒ」は主に葦原でかえる、へび、ねずみ、などを餌としており、生き物がいる水場をふくめた原野で生活している。「チュウヒ」の保全を確保することは、食物連鎖等からこの地域の生物多様性を確保することこの地域の生物多様性を確保することにつながる。この地域の水場には、貴重なゲンゴロウや、ベッコウトンボなどが発見されており、特にベッコウトンボは、国内希少野生動植物種に指定されている。</p> <p>以上のことから、チュウヒが生息する環境は確保、保全されるべきと考える。</p>	<p>チュウヒに対しては 1-2. に示した配慮を行います。</p> <p>また、準備書段階において動植物の調査を行い、環境影響が及ぶと予測される動植物の重要な種については環境保全措置を検討してまいります。</p>

表 5-1 配慮書に対する環境の保全の見地からの意見の概要及び事業者の見解 (7/7)

No.	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
意見書 6	6-1. P2-16 にチュウヒへの配慮として、「繁殖期前に敷地内の草地を伐採し、チュウヒの繁殖を事業実施区域外に誘導するなど対策をとる。」とありますが、場所や方法など本当に絶滅危惧種に対する配慮がなされているのかを具体触に提示してほしい。誘導など現実的には考えにくいのではないのでしょうか。	チュウヒに対しては 1-2. に示した配慮を行います。 効果については不確実性が高いため、モニタリング調査を行い、チュウヒの生息状況に応じて対策を検討してまいります。
	6-2. P4-10 にチュウヒの繁殖地として、「2年後には繁殖の適地ではなくなっている可能性の高いことから、配慮事項として選定しない。」とありますが、環境影響に対する配慮はまったく感じられない。世界の環境首都を目指している北九州市としては、響灘ビオトープ及び周辺の埋め立て地を含めて、自然環境を無視した配慮書としか思えない。	チュウヒに対しては 1-2. に示した配慮を行います。 また、準備書段階において動植物の調査を行い、環境影響が及ぶと予測される動植物の重要な種については環境保全措置を検討してまいります。

5.3 配慮書に対する北九州市長の意見と事業者の見解

北九州市環境影響評価条例第6条の3第1項の規定にもとづき提出された「響バイオマス発電所整備事業 計画段階環境配慮書」に対する同条例第6条の5第1項の規定にもとづく北九州市長の意見と、これに対する事業者の見解を表5-2に示す。

表5-2 配慮書に対する北九州市長の意見及び事業者の見解

市長意見	事業者の見解
<p>(1) 現況値について</p> <p>方法書以降、現況は原則として現在の時制で統一すること。</p> <p>また、現況の調査を行わず、やむを得ず過去の文献などを活用する場合には、その時点を現況とする妥当性について明記すること。</p>	<p>方法書以降の現況は、現在の時制といたします。</p> <p>過去の文献などを活用する場合は、過去の調査時点と現時点の環境条件に大きな変化がないことを確認し、使用の可否を検討いたします。</p>
<p>(2) 環境影響評価項目について</p> <p>生態系分野については方法書にて改めて見直しを行うこと。</p> <p>なお、チュウヒについては環境影響評価項目に選定すること。</p>	<p>方法書では、動物、植物、チュウヒを注目種とした生態系を環境影響評価項目として選定いたします。</p>
<p>(3) 燃料について</p> <p>燃料となる木質ペレット及び木質チップは海外から輸入するとのことだが、国内材を活用するなどサプライチェーン全体で可能な限り二酸化炭素排出量の低減を図るよう、方法書以降にて検討を行うこと。</p> <p>また、バイオマス燃料の輸送に伴う環境影響への配慮について、方法書以降にて更なる検討を行うこと。</p>	<p>方法書以降において、バイオマス燃料の調達先や燃料の輸送方法について、より環境に配慮した事業計画を検討いたします。</p> <p>検討内容については、環境影響評価項目として選定した、温室効果ガス等の中で整理いたします。</p>